


所管部課	企画財政部企画課	部長	並木俊則		
件名	東大和市組織規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市立みのり福祉園処務規程			
	部課機関	障害福祉課、みのり福祉園、健康課			
<p>1. 要旨</p> <p>東大和市立みのり福祉園閉園及び東大和市総合福祉センターは～とふる開設並びに東大和市立のぞみ集会所廃止に伴う、規則の一部改正である。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 第2条中「、担当及び園」を「及び担当」に改める。</li> <li>② 第4条第1項中「、担当」を「及び担当」に改め、「及び園に園長」を削る。</li> <li>③ 別表第1福祉部の部のみのり福祉園の項を削る。</li> <li>④ 別表第2障害福祉課の部庶務係の項第4号「のぞみ集会所の管理に関すること。」を削り、同部障害福祉係の項第12号として「総合福祉センターに関すること。」を加える。</li> <li>⑤ 別表第2健康課の部保健係の項第4号「みのり福祉園の栄養計画に関すること。」を削る。</li> <li>⑥ 附則</li> </ul> <p>東大和市立みのり福祉園閉園及び東大和市立のぞみ集会所廃止に伴い、施行日以後に処理する必要のある残務については、福祉部障害福祉課庶務係の所掌事務とする。</p> <p>(2) 施行日 平成28年10月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>規則の一部改正を行うことで、規則と各課の事務の実態が合うとともに事務分掌が明確化される。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成28年7月13日 東大和市総合福祉センターは～とふる開設に伴う事務分掌及び所管課決定（市長決裁）</p> <p>平成28年7月21日～9月9日 規則改正に関する関係課及び文書課との調整</p> <p>平成28年9月12日 文書課事前審査済</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議審議後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。